

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発行日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
高知県教育委員会訓令	
◎高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	1
高知県教育長訓令	
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	4
入札公告	
○一般競争入札（高知県新資料館（仮称）建築主体工事）の公告（文化推進課）	4

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
 県立学校

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月20日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県立学校事務処理規程

第1条中「高知県立学校」を「県立学校」に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第1号中「決裁権者」を「校長又は専決権者」に改め、同条第3号を同条第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 専決権者 専決することができる者をいう。

第2条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 決裁権者 決裁することができる者をいう。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第2項中「学校」を「県立学校」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「、教頭又は事務長は、前3項」を「又は教頭は、前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条中「前条第1項から第3項まで」を「前条第1項及び第2項」に、「重要と」を「重要であると」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

(決裁事項及び決裁権者)

第6条 校長の権限に属する事務で、所属職員が専決することができるものは、別表に定めるとおりとする。

2 校長の権限に属する事務の決裁権者は、別表に定めるとおりとする。

(委任及び専決の特例)

第7条 校長又は専決権者は、事務の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理についてあらかじめ上司の指揮を受けなければならない。

(1) 重要であると認められるとき。

(2) 異例に属し、先例になるおそれがあると認められるとき。

(3) 疑義があるとき又は紛議があり、若しくはこれを生ずるおそれがあると認められるとき。

(4) 上司が特に指示した事項に係るものであるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、上司の指揮を受ける必要があると認められるとき。

(委任事項及び専決事項の報告)

第8条 校長又は専決権者は、委任を受けた事務又は専決することができる事務を決裁した場合に、当該事務が上司において了知しておく必要があると認められるものであるときは、当該事務の内容について上司に報告しなければならない。

第9条を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第6条関係)

事項	決裁権者			備考
	校長	専決権者		
		副校長	教頭	
1 所掌事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。	○			
2 所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。	○			
3 所掌事務に係る公表及び掲示並びに事実証明及び台帳等の謄本又は抄本の交付に関すること(4に掲げるものを除く。)			○	
4 県立学校の卒業生又は在校生に関する卒業証明、在学証明、成績証明その他の証明に関すること。		○		教頭が不在のときは、事務長が代決することができる。
5 県立学校を志願する者に関する受検票の発行に関すること。		○		〃
6 備付け帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。	○			
7 校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。	○			
8 所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。	○			
9 週休日及び勤務時間の割振りに関すること。	○			
10 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○		
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの	○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、

					教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
11 休憩時間及び休息時間に関すること。		○			
12 時間外勤務及び休日勤務の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
13 夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。
	ウ 所属職員(ア及びイに掲げる職員を除く。)に係るもの			○	
14 休暇に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○			
	イ 所属職員(副校長、教頭及び事務長を除く。)の介護休暇、組合休暇及び6日を超える病気休暇に係るもの		○		
	ウ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病		○		定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。

	気休暇に係るもの								
	エ 所属職員（ア及びウに掲げる職員を除く。）の年次有給休暇、特別休暇及び6日以内の病気休暇に係るもの						○		
15 内国旅行の命令（命令変更を含む。）及び復命の受理に関すること。	ア 校長、所属職員及び講師、調査員、参考人、証人等に係るもの（イ及びウに掲げるものを除く。）	○							
	イ 主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に係るもの（日帰りのものに限る。）		○					定時制の課程、副校長を置かない県立学校及び副校長を置く県立学校の分校にあっては、教頭が専決する。	
	ウ 所属職員（副校長、教頭、事務長及びイに掲げる職員を除く。）に係るもの（日帰りのものに限る。）						○		
16 職務専念義務の免除（その期間が6日を超える等異例に属するものを除く。）に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○							
	イ 所属職員（アに掲げる職員を除く。）に係るもの		○						
17 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、児童手当及び子ども手当の認定に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○							
	イ 所属職員（アに掲げる職員を除く。）に係るもの						○		
18 所掌に属する公有財産の管理（行政財産の目的外使用の許可については、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第31条第3項ただし書の		○							
	規定に係るものに限る。）に関すること。								
19 1件の台帳価格又は見積金額が100万円未満の不用品の処分に関すること。		○							備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。
20 農林水産実習の生産物の処分、水産実習の漁獲物の処分及び1件の見積金額が100万円未満の生産物の処分に関すること。		○							〃
21 歳入の戻出及び歳出の戻入に関すること。		○							〃
22 所掌に関する歳入の徴収をする権限、収入の原因となる契約（寄附金に関するものを除く。）を締結する権限、支出を出納員に命令する権限並びに歳入歳出外現金、保管有価証券及び物品（高知県用品等調達特別会計規則（平成23年高知県規則第6号）の規定により高知県用品等調達特別会計で調達をする物品を除く。）の出納を出納員に通知する権限に関すること。		○							〃
23 予算の令達額の範囲内における報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費（高知県財産規則第64条に規定する重要物品の購入に係るものを除く。）、負担金、交付金、扶助費、償還金及び公課費に係る支出負担行為に関すること。		○							〃
24 臨時的任用職員及び非常勤職員等に対する給料及び職員手当等の支出負担行為に関すること。		○							〃
25 赴任旅費に関すること。	ア 校長、副校長、教頭及び事務長に係るもの	○							
	イ 所属職員（アに掲げる職員を除く。）に係るもの						○		
26 委託（1件の見積金額が100万円以上（設計変更により100万円以上となる場合を除く。）の測量、調査等の委託を除く。）に関すること。		○							備考に定める県立学校にあっては、事務長が専決する。
27 1件の請負対象金額が250万円未満の工事（設計変更により250万円以上となる工事を含む。）の施行（設計又は工事管理について特別の資格又		○							〃

は技術を必要とするものを除く。) に関する事 こと。				
28 労働者の雇入れ（日々雇入れで、その引き続く 期間が1月未満のものに限る。）及び解雇に関す ること。	○			〃
29 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関す ること。			○	
30 県立学校の名義使用に係る各種の行事等の共催 又は後援に関する事。		○		
31 定時制及び通信制の課程に在学する生徒に支給 する教科書の購入に関する事。		○		
32 被服の貸与及び管理に関する事。		○		
33 1から32までに掲げるもののほか、所掌に属す る軽易又は定例的な事務に関する事。			○	

- 備考 1 「決裁権者」欄の「校長」に○印がある事務は校長が、「副校長」に○印がある事務は副校長が、「教頭」に○印がある事務は教頭が、「事務長」に○印がある事務は事務長が、当該事務の決裁権者であることを示す。
- 2 「備考」欄の備考に定める県立学校は、高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校、高知県立中村中学校、高知県立安芸高等学校、高知県立岡豊高等学校、高知県立高知東高等学校、高知県立高知南高等学校、高知県立高知工業高等学校、高知県立高知追手前高等学校、高知県立高知小津高等学校、高知県立高知北高等学校、高知県立高知西高等学校、高知県立中村高等学校、高知県立山田養護学校及び高知県立高知若草養護学校とする。
- 3 高知県立高知海洋高等学校の産業教育実習船土佐海援丸（以下「土佐海援丸」という。）に勤務する職員に係る9、10及び12から14までの事項については、土佐海援丸の船長が専決するものとする。ただし、土佐海援丸の船長に係るものにあつては、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。
- 4 土佐海援丸に勤務する職員に係る15及び25の事項については、高知県立高知海洋高等学校長が決裁するものとする。

附 則

この訓令は、平成26年3月20日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月20日

高知県教育長 中澤 卓史

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号中「負担金」を「負担金、交付金」に改め、同項第28号中「学校」を「県立学校」に改める。

第3条第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年3月20日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年3月20日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

高知県新資料館（仮称）建築主体工事 一式

(2) 業務の特質等

入札説明書による。

(3) 完成期限

平成28年3月20日

(4) 施行場所

高知市追手筋二丁目24番地及び25番地並びに同市帯屋町二丁目124番地及び126番地

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

